

学校における 防災関係指導資料

—東日本大震災から学んだ大地震への備え及び竜巻への対応—

栃木県教育委員会

はじめに

学校保健及び学校安全の充実を図るとともに、学校給食を活用した食に関する指導の充実及び学校給食の衛生管理の適切な実施を図るため、学校保健法等の一部を改正する法律として「学校保健安全法」が平成21年4月に施行されました。

これにより、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項が定められました。

また、学習指導要領の改訂においては、その総則に安全に関する指導について新たに規定されたほか、関連する各教科においても安全に関する指導の観点から内容の充実が図られました。

こうした中、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震は、国内最大規模となるマグニチュード9.0を記録し、その直後に発生した大津波とあわせて甚大な被害をもたらし、多くの人命が失われました。この震災は、これまでの自然災害に対する様々な想定をはるかに上回るものであり、社会全体に多くの教訓を残しました。その一つが、想定やマニュアルだけにとらわれることなく、児童生徒や教職員が状況に応じて判断し、より適切な行動を取れるよう、日頃から訓練すべきであるということです。

そこで、学校においては、児童生徒・教職員等の生命を守り、安全な環境の下で教育活動を維持するための校内体制等の見直しが喫緊の課題となり、文部科学省は、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月）を作成し、全国の学校に配布しました。

県教育委員会としましても、平成24年6月に、学校における防災関係指導資料「大地震に備えて」（平成8年1月）を補完するものとして本書の暫定版を作成しました。その後文部科学省から「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」（平成25年3月）が発行されたことを踏まえて、内容を再検討し、改めて本書を発行することとしました。

各学校におかれましては、本書並びに上記の手引きや資料を活用しながら、児童生徒の発達の段階に応じた防災教育について見直しを図るとともに、防災管理・組織活動に関する具体的な内容や手順を示した、学校独自の災害時危機管理マニュアル等の整備・充実に取り組んでいただきますようお願いいたします。

平成 25 年 9 月

栃木県教育委員会事務局
学校教育課長 齋藤 宏夫

目 次

I	学校安全	
1	学校安全の意義	1
	(1) 学校安全と危機管理	1
	(2) 学校安全活動の構成	2
	(3) 学校安全計画の策定・実施	3
2	学校における防災対策	4
	(1) 学校防災マニュアルの作成	4
II	防災教育	
1	防災教育のねらい	5
	(1) 自ら危険を予測し、回避する能力を高める防災教育	5
	(2) 支援者としての視点から社会づくりに貢献する意識を高める防災教育	6
2	防災教育の指導内容	7
	(1) 小学校	7
	(2) 中学校	8
	(3) 高等学校	9
	(4) 特別支援学校	10
III	大地震に備えた防災管理・組織活動	
1	校内体制の整備	12
	(1) 事前の危機管理	12
	(2) 初期対応・二次対応	14
	(3) 事後の危機管理	17
	(4) 学校防災組織と避難訓練	19
	(5) 夜間・休業日等の対応	21
	(6) 学校施設の安全管理	22
	(7) 教育相談体制	23
2	連絡体制の整備	25
	(1) 児童生徒・保護者との連絡	25
	(2) 教育委員会との連絡	26
	(3) 関係諸機関との連絡	28
3	地域との連携体制の整備	29
	(1) 地域防災計画	29
	(2) 学校が避難所となる場合の対応	30
	(3) 地域・家庭と連携した防災訓練	31
4	教育活動の再開	32
IV	気象急変時の児童生徒の安全確保	
1	竜巻・雷からの避難に関する指導の手引き	33
	(1) 竜巻注意情報・雷注意報等の把握と周知	33
	(2) 学校にいて竜巻が接近してきたとき	35
	(3) 登下校中に竜巻が接近してきたとき	35
	(4) 家にいて竜巻が接近してきたとき	35
	(5) 竜巻発生時の避難訓練の一例	36
	(6) 雷の基礎知識と落雷への対応	38
V	資料編	
1	防災関連Webサイト	39
2	関連資料一覧	40

資料① 東日本大震災に係る県立学校の取組	資料⑧ 県立学校報告様式1、報告様式2
資料② 被災地復興に係る児童生徒の活動事例	資料⑨ 教育委員会への連絡に関する確認表
資料③ ホームルーム活動における指導案の例	資料⑩ 緊急時連絡先（記入用紙）
資料④ 放射線の影響に関するQ&A	資料⑪ 市町村別指定避難場所一覧表（県立学校関係）
資料⑤ 引渡しカード（例）	資料⑫ 地域災害対策活動拠点（県立学校）
資料⑥ 学校施設の安全管理に関するチェック表	資料⑬ 災害時における市町連絡先
資料⑦ 災害時伝言ダイヤルの利用方法	

I 学校安全

平成 23 年 3 月 11 日、宮城県沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震とその地震による大津波は、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。また、本県の学校においても、校舎等が損壊したり、児童生徒が負傷したりするなど大きな被害を受けた。

学校において児童生徒が安全で安心な環境で学習活動等に励むことができるようにすることは、学校教育において不可欠なものであり、各学校では、事件、事故あるいは災害に対して、児童生徒の安全の確保が的確になされるようにすることが重要である。

そして、自他の生命尊重の理念を基盤として、生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための基礎を培うとともに、安全で安心な社会づくりに進んで参加し貢献できるような資質や能力を育てることは、学校教育の重要な目標の一つである。

しかしながら、近年、児童生徒が巻き込まれる様々な事件や事故が校内外において発生し、通学路を含めた学校での児童生徒の安全を確保することが喫緊の課題となっている。

こうした中、学校保健法が学校保健安全法に改正され、学校安全計画の策定・実施、「危険等発生時対処要領」（以下「危機管理マニュアル」と言う。）の作成、地域の関係機関等との連携など、学校安全に関して各学校で共通に取り組みされるべき事項が規定され、平成 21 年 4 月から施行されている。

また、学習指導要領の改訂において、総則に安全に関する指導が新たに規定され、関連する各教科においても安全に関する指導の観点から内容の充実が図られた。

I-1 学校安全の意義

I-1-(1)

学校安全と危機管理

安全とは、心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一、事件・事故災害が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態である。

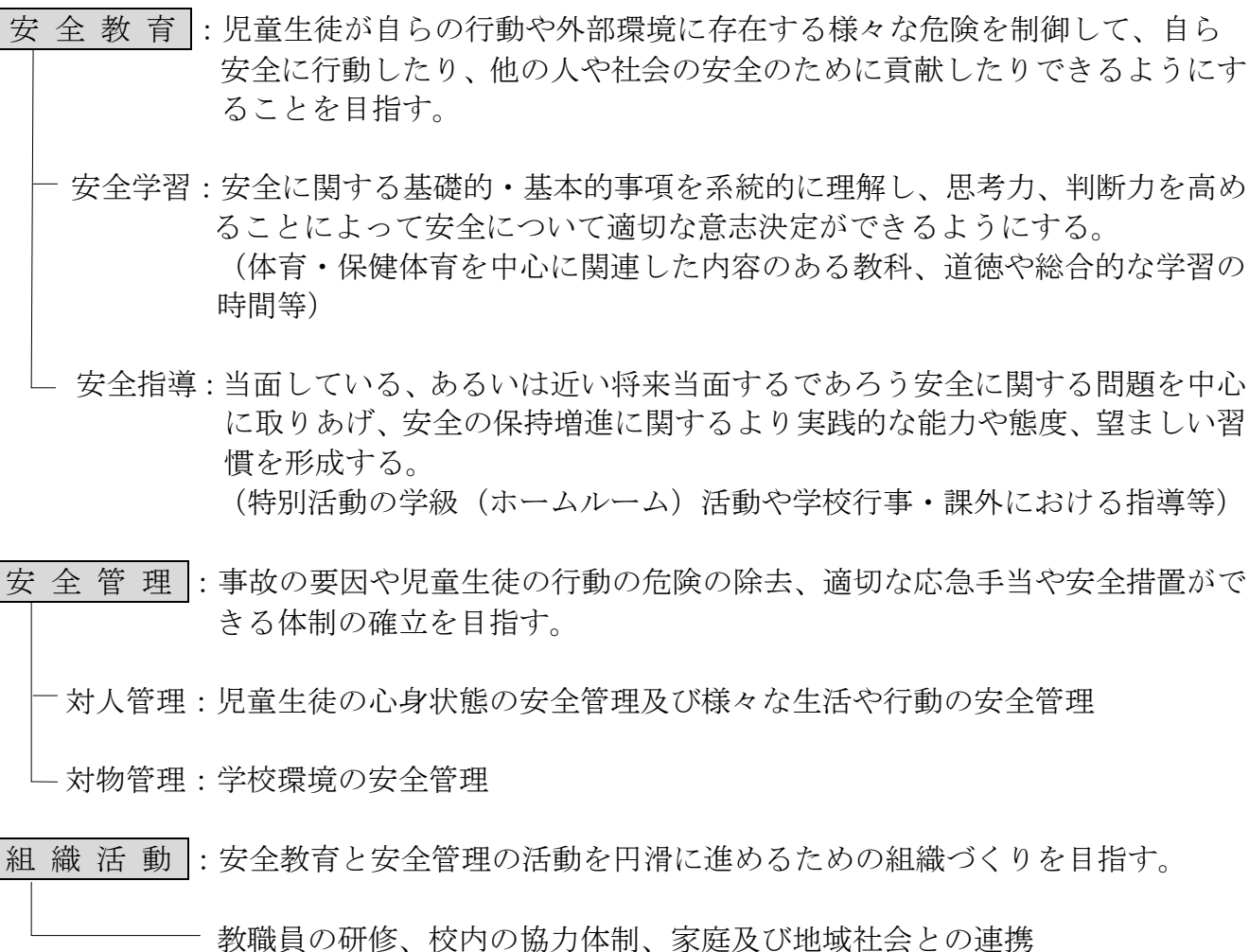
学校安全は、児童生徒が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。

学校安全の取組は、次の三段階の危機管理に対応して、安全管理と安全教育の両面から行う必要がある。

- 安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐための事前の危機管理
- 事件・事故災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための発生時の危機管理
- 危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、再発防止を図る事後の危機管理

学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の三領域の一つであり、それぞれが独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、児童生徒の健康の保持増進を図っている。

また、学校安全の活動は、安全教育と安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動の三つの主要な活動から構成されている。それぞれの活動が目指す内容は次のとおりである。



また、学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の三つが挙げられる。

以上のように、学校安全の活動は、内容や展開される場面が多様なことから、校内での協力体制を確立するとともに、家庭や地域の関係機関・団体等と密接に連携し、計画的に進める必要がある。

児童生徒の事件・事故災害はあらゆる場面において発生しうることから、学校安全計画を策定し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。学校安全計画は、学校保健安全法第27条において策定及びその実施が規定されており、策定に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

- 安全教育に関する事項は、教育課程との関連を図り、教育活動全般にわたり位置付けること。
- 安全管理に関する領域である「生活安全」「交通安全」「災害安全」のそれぞれについて必要な事項を盛り込むこととなるが、交通安全における通学に関しては、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点を取り上げ、災害安全においては、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げること。
- 安全に関する組織活動では、家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会や危機管理マニュアルに関する校内研修等、また、家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動等を盛り込むこと。
- 教職員の共通理解の下で策定すること。

また、計画に基づく取組の実施に当たっては、定期的に計画や取組の内容を評価するとともに見直しを行い、効果的な学校安全活動を展開していくことが重要である。

なお、学校における安全教育を実施する際は、次の資料を十分に活用していただきたい。



「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」
(平成25年3月文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

I-2 学校における防災対策

東日本大震災の発生時の対応については、「危機管理マニュアルにある避難経路が使用できなかった」「悪天候でも校庭に避難せざるを得なかった」「電話が使用できず保護者や関係機関等への連絡体制が機能しなかった」「停電により情報の収集が困難だった」など、各学校における様々な課題が明らかになった。

ここでは、文部科学省が作成した手引きを基に、防災の観点からマニュアル作成について取り上げる。

I-2-(1)

学校防災マニュアルの作成

- 学校保健安全法第 29 条に規定されている「危険等発生時対処要領」は、「危機管理マニュアル」と同義であり、危険の対象によって「防犯マニュアル」「不審者対応マニュアル」「防災マニュアル」「災害発生時対応マニュアル」等と呼ばれている。
- 文部科学省が作成した「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」は、地震・津波災害を想定した事前の危機管理、発生時の危機管理、事後の危機管理の内容を示している。

【マニュアル作成のポイント】

【学校における地震防災の流れ】

- ① 事前の危機管理（備える）
- ② 発生時の危機管理（命を守る）
- ③ 事後の危機管理（立て直す）

【家庭・地域・自治体等との連携】

- ① 作成時の連携
- ② 訓練等での連携

【マニュアル作成上の留意点】

【学校独自の視点】

- ① 自然的環境及び社会的環境の把握
- ② 校内の状況、地域の人的状況の把握
- ③ その他の把握事項（災害発生時における県や市町の対応内容、学校や保護者への指示や情報の伝えられ方、児童生徒の取るべき行動等）

【マニュアル作成の手順】（PDCAサイクルの活用）

- ① 管理職、安全担当者などが中心となって作成
- ② 地域学校安全委員会等でマニュアルの内容について協議
- ③ マニュアルを基にした実際の避難訓練の実施
- ④ 訓練の振り返り、成果や課題等の明確化
- ⑤ 課題に対する対策
- ⑥ マニュアルの見直し

※一連のプロセスに全職員が関わることが大切



学校防災マニュアル（地震・津波災害）
作成の手引き（平成 24 年 3 月文部科学省）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/03/1318204.htm

Ⅱ 防災教育

防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動等に位置付けられ、児童生徒の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じて適切に実施されるものである。そのため、各学校で策定する「学校安全計画」に防災教育に関する内容を盛り込むなど、計画的実施を図ることが必要である。

Ⅱ－１ 防災教育のねらい

- 周りの状況に応じ、自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成する。
- 防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導の充実を図る。
- 災害後の生活、復旧、復興を支えるための支援者となる視点を重視する。

Ⅱ－１－（１）

自ら危険を予測し、回避する能力を高める防災教育

○ 周りの状況に応じ、自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」の育成

- ・ 想定した被害を超える災害が発生した場合でも、児童生徒が主体性を持って自らの命を守り抜くために行動する態度を育成する。
- ・ 災害発生時に、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する知識に基づいて的確に判断し、迅速に行動する力を身に付け、最善を尽くし、「主体的に行動する態度」を育成する。
- ・ 児童生徒一人一人が「主体的に行動する態度」を持つことにより、地域の防災意識の高揚を図る。

○ 防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導の充実

- ・ 児童生徒の発達段階に応じ、教科や特別活動など学校の教育活動全体を通じて、地震の原因や地震発生時の関係機関の役割、応急手当等、災害に関する正しい知識を習得させる。
- ・ 効果的な防災教育を推進するために、教科等の内容や特別活動等との横断的・総合的な関連付けを工夫して、各学校で策定する学校安全計画に位置付ける。
- ・ 様々な災害の発生に際し、登下校中や自宅、外出先など、いつ、どこで災害に遭っても対応できるよう指導の充実を図る。

○ 災害後の生活、復旧、復興を支えるための支援者となる視点の重視

- ・ ボランティア活動等を通して、自他の生命や人権を尊重する心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養う。
- ・ ボランティア活動の意義等について理解させる指導を工夫し、命の大切さや助け合いのすばらしさを実感できる教育を推進する。

災害時におけるボランティア活動の意義と指導上の工夫

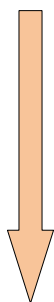
ボランティア活動は、「他人を思いやる心」、「互いを認め合い共に生きていく態度」、「自他の生命や人権を尊重する精神」などに支えられている。支援者となる視点での防災教育の実践は、こうした精神や態度を養い、安全で安心な社会づくりにつながるものである。

災害時におけるボランティア活動には、「現地での支援活動」などの直接的な体験と、「義援金活動」のような間接的な体験とがある。直接体験は、生徒が被災者や災害現場に触れ、災害時の支援者としての意識を高める上で大きな効果がある。一方で、間接体験でも同様の効果は期待できるが、そのためには活動の意義や目的を十分に自覚させる指導上の工夫が必要である。

いずれの活動においても、事前指導及び事後指導を充実させていくことは重要である。ボランティア活動を学校の教育活動の中でどのように位置付けるかを明確にし、十分な教育的効果が上がるよう留意しなければならない。

特に高等学校段階においては、社会参加への強い意識付けとなるため、直接・間接を問わず、様々な形でのボランティア活動を通して、命の大切さや助け合いのすばらしさを実感できるよう工夫することが重要である。

事前指導：活動の意義・目的や方法の理解



災害時におけるボランティア活動の主な例

- ・ 現地での支援活動・・・被災地での支援、学校及び近隣地域の復旧
- ・ 義援金活動・・・募金、チャリティーコンサートやバザー
- ・ 救援物資の提供・・・学用品、衣類、食料等
- ・ 慰問・交流活動・・・避難所、被災地の学校
- ・ その他

事後指導：体験の振り返り

資料①：[東日本大震災に係る県立学校の取組](#)

資料②：[被災地復興に係る児童生徒の活動事例](#)

〈参考〉[文部科学省HP「復興への歩み～現場から」から](http://manabishien.mext.go.jp/report)
(<http://manabishien.mext.go.jp/report>)

Ⅱ－２ 防災教育の指導内容

Ⅱ－２－(１)

小学校

- 低学年
 - ・安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。
 - ・危険な状態を発見した場合や事件・事故災害時には、教職員や保護者など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。
- 中学年
 - ・様々な危険の原因や事故の防止について理解できるようにする。
 - ・危険に気付き、自ら安全な行動をとることができるようにする。
- 高学年
 - ・危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。
 - ・家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。

教科等	学年等	内容
社会	第3学年及び第4学年	・地域社会において、災害の防止に努めていることや緊急に対処する体制をとっていることなどを調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。
	第5学年	・地形や気候の概要、自然災害の防止、情報化した社会の様子と国民生活の関わりについて調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連を持っていることを考えるようにする。
	第6学年	・国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していることを考えるようにすること。
理科	第5学年	・流れる水には、土地を侵食したり、石や土などを運搬したり堆積させたりする働きがあること、増水により土地の様子が大きく変化する可能性があること、雲の量や動きは、天気の変化と関係があることについて考えをもつことができるようにする。
	第6学年	・土地は、火山の噴火や地震によって変化するなど、土地のつくりと変化について考えをもつことができるようにする。
生活	第1学年及び第2学年	・集団や社会の一員として自分の役割や行動について考え、安全で適切な行動ができるようにする。
体育	第5学年及び第6学年	・けがの防止について理解できるようにする。
総合的な学習の時間		・例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、地域の人々の暮らしなど地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動を行うこと。
特別活動	共通事項	・心身ともに健康で安全な生活態度の形成を図る。
	学校行事	・安全な行動や規律ある集団行動を体得する活動を行う。

小学校学習指導要領より抜粋

- 防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。
- 他者の安全に配慮し、自他の安全に対する自己責任感を育成する。
- 学校、地域の防災や災害時のボランティア活動等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

教科等	領域等	内容
社会	地理的分野	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の地形や気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を大観させる。 ・地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える。 ・生徒が生活している土地に対する理解と関心を深めて地域の課題を見だし、地域社会の形成に参画しようとする態度を養う。
理科	第2分野	<ul style="list-style-type: none"> ・火山の形、活動の様子及びその噴出物を調べ地下のマグマの性質と関連付けてとらえること。 ・地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに、地震の原因を地球内部の動きと関連付けてとらえ、地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。 ・気象現象についてそれが起こる仕組みと規則性についての認識を深める。 ・前線の通過に伴う天気の変化の観測結果などに基づいて、その変化を暖気、寒気と関連付けてとらえること。 ・自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察すること。 ・地震の現象面を中心に取り扱い、初期微動継続時間と震源までの距離との定性的な関係にも触れること。また、「地球内部の働き」については、日本付近のプレートの動きを扱うこと。 ・地球規模でのプレートの動きも扱うこと。また、「災害」については、記録や資料などを用いて調べ、地域の災害について触れること。
保健体育	保健分野	<ul style="list-style-type: none"> ・個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てるとともに、傷害の防止について理解を深めることができるようにする。 ・自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかかわって発生すること。 ・傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。 ・自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。
総合的な学習の時間		<ul style="list-style-type: none"> ・学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行うこと。
特別活動	学級活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の意義の理解と参加、健康で安全な生活態度や習慣の形成を図る。
	生徒会活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動などの社会参加をする。
	学校行事	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な行動や規律ある集団行動を体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

- 友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献することの大切さについて一層理解を深める。
- 心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。
- 安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動等に積極的に参加できるようにする。

教科等	科目等	内容
地理歴史	世界史B	・自然環境と人類のかかわりについて、生業や暮らし、交通手段、資源、災害などから適切な歴史的事例を取り上げて考察させる。
	地理A	・我が国の自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解させるとともに、国内にみられる自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対応が大切であることなどについて考察させる。
理科	科学と人間生活	・身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、太陽の放射エネルギーによる作用や地球内部のエネルギーによる変動と関連付けて理解すること。「自然災害」については、防災にも触れること。
	地学基礎	・日本の自然環境を理解し、その恩恵や災害など自然環境と人間生活とのかかわりについて考察すること。 ・「恩恵や災害」については、日本に見られる季節の気象現象、地震や火山活動など特徴的な現象を扱うこと。また、自然災害の予測や防災にも触れること。
保健体育	保健	・個人及び社会生活における健康・安全について理解を深めるようにし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。自然災害などによる傷害の防止についても、必要に応じ関連付けて扱うよう配慮するものとする。
総合的な学習の時間		・学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動などを行うこと。ボランティア活動などの社会体験、などの学習活動を積極的に取り入れること。
特別活動	ホームルーム活動	・社会生活における役割の自覚と自己責任 ・ボランティア活動の意義の理解と参画 ・生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立
	生徒会活動	・ボランティア活動などの社会参画
	学校行事	・心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。 ・共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

高等学校学習指導要領より抜粋

児童生徒の障害の状態、発達段階、特性等及び地域の実態等に応じて、
 ○ 自ら危険な場所や状況を予測・回避できる。
 ○ 必要な場合には援助を求めることができる。

幼稚部	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにする。 ・危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにする。 ・災害時に適切な行動をとれるようにするための訓練などを行うようにする。
小学部・中学部	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領総則第2節第1の3の趣旨を受け、安全に関する指導は、小学校、中学校と同様に、学校における教育活動全体を通じて行わなければならない。 ・児童生徒が危険な場所や状況を把握したり、判断したり、予測したり、回避したりすることができるように十分に配慮する。 ・遊具や物品、通学路の安全点検を十分に行うことや、学習活動における物品の扱い方に留意する。
高等部	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校高等部学習指導要領総則第2節第1款の3の趣旨を受け、安全に関する指導は、高等学校と同様に、学校における教育活動全体を通じて行わなければならない。

学部	障害種	教科	段階	内容
小学部	視・聴・肢・病	各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。		
	知	生活科	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・教師と一緒に健康で安全な生活をする。 ・身近な自然の中で、教師と一緒に遊んだり、自然や生き物に興味や関心をもったりする。
			第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・教師の援助を受けながら健康で安全な生活をする。 ・身近な自然の中で遊んだり、動植物を育てたりして自然や生き物への興味や関心を深める。
			第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・健康や身体の変化に関心を持ち、健康で安全な生活をするよう心掛ける。 ・身近な自然の事物・現象に興味や関心を深め、その特徴や変化の様子を知る。

中学部	視・聴・肢・病	各教科の目標、各学年、各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、中学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。		
	知	理科	自然の事物・現象についての興味を広げ、日常生活との関係を知る。	
		保健体育	自分の発育・発達に関心を持ったり、健康・安全に関する初歩的な事柄を理解したりする。	
高等部	視・聴・肢・病	各教科の目標及び各科目の目標と内容については、当該各教科及び各科目に対応する高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示す各教科の目標及び各科目の目標と内容に準ずる(中略)。		
	知	理科	第1段階	自然の事物・現象についての初歩的な理解を図るとともに、自然と生活との関係を理解する。
			第2段階	自然の事物・現象についての理解を図るとともに、自然と生活との関係について理解を深める。
		保健体育	第1段階	心身の発育・発達に関心をもち、生活に必要な健康・安全に関する事柄を理解する。
			第2段階	心身の発育・発達に応じた適切な行動や生活に必要な健康・安全に関する事柄の理解を深める。

総合的な学習の時間	小・中学部	小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第5章又は中学校学習指導要領第4章に示すものに準ずる(中略)。
	高等部	総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第4章に示すものに準ずる(中略)。
特別活動	小・中学部	小学部又は中学部における特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ、小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずる(中略)。
	高等部	特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第5章に示すものに準ずる(中略)。
自立活動	<p>2 心理的な安定</p> <p>(1)情緒の安定に関すること</p> <p>(2)状況の理解と変化への対応に関すること。</p> <p>(3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。</p> <p>5 身体の動き</p> <p>(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。</p> <p>(2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。</p> <p>(3)日常生活に必要な基本的動作に関すること。</p> <p>(4)身体の移動能力に関すること。</p>	

特別支援学校学習指導要領より抜粋

[資料③：特別活動における指導案の例](#)
[資料④：放射線の影響に関するQ&A](#)

Ⅲ 大地震に備えた防災管理・組織活動

Ⅲ－１ 校内体制の整備

学校防災の体制整備や災害時に役立つ備品、物品等の備蓄等については、日常から災害発生時を想定して備えておくことが大切である。特に発生時の危機管理に関する体制整備は、児童生徒の命を守るために最も重要な要素であり、全職員の理解と行動に結びつけるためには機能的で実践的なものが求められる。また、学校の実情や立地条件に応じ、地震発生後の二次対応についても体制整備を図っておくことが必要である。

- 事前の備えが全ての対応の基本となる。防災マニュアル等を整備するとともに安全点検等により、速やかに危険性を除去する。
- 在校時・登下校時・校外活動時等の活動時ごとの、初期対応、二次対応及び事後の危機管理を想定した校内防災組織を築き、防災訓練等を通して実効性のあるものとする。
- 下校困難な場合や保護者等への引渡しができない場合は、学校で保護する。その際の水や食料等を備蓄しておくことも大切である。
- 夜間や休業日等の教職員の参集体制を整備しておく。
- 教育相談体制を整備しておく。

Ⅲ－１－（１）

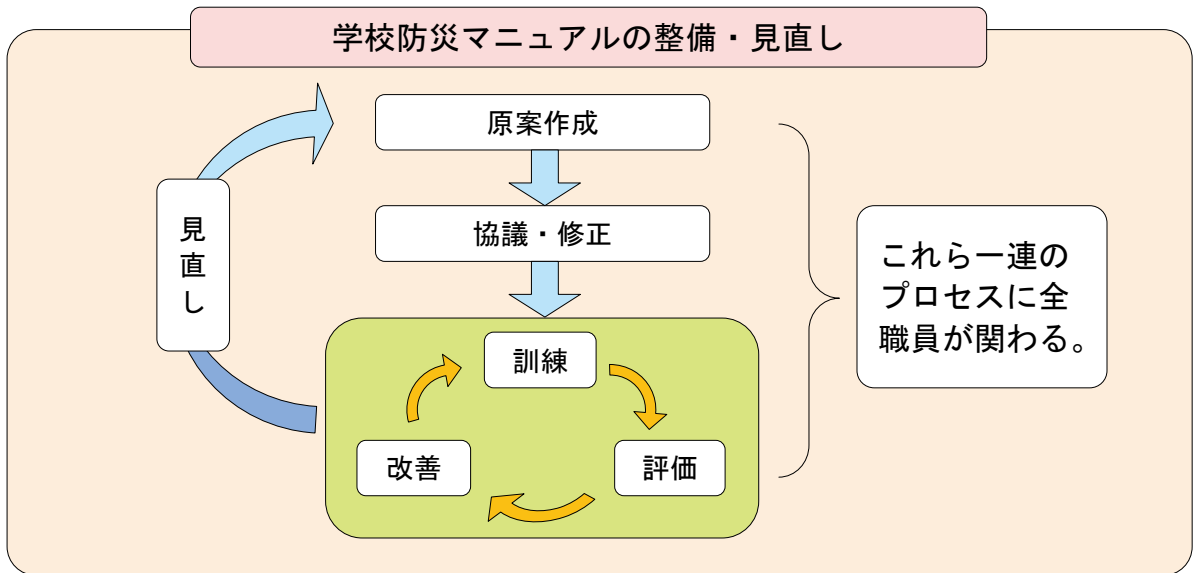
事前の危機管理

全ての教職員には、災害発生時の状況を的確に判断し、児童生徒の安全確保のために適切な指示や支援をすることが求められる。そのため、全ての教職員が必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確化した上で、避難訓練などを実施し、評価、改善を繰り返し、学校の防災管理・組織活動を具体的に示した学校防災マニュアルの充実を図ることが必要である。

校内防災委員会（仮称）の設置例

【 校内防災委員会での審議事項 】

- ・ 学校防災についての研究・調査に関すること
- ・ 学校防災マニュアルの立案に関すること
- ・ 校舎内外の施設・設備等の安全管理に関すること
- ・ 避難訓練等の充実に関すること
- ・ 教職員の研修等に関すること
- ・ 関係機関等との連携に関すること
- ・ 学校施設が避難所となった場合の協力体制に関すること
- ・ その他、学校防災の推進・運営に関すること

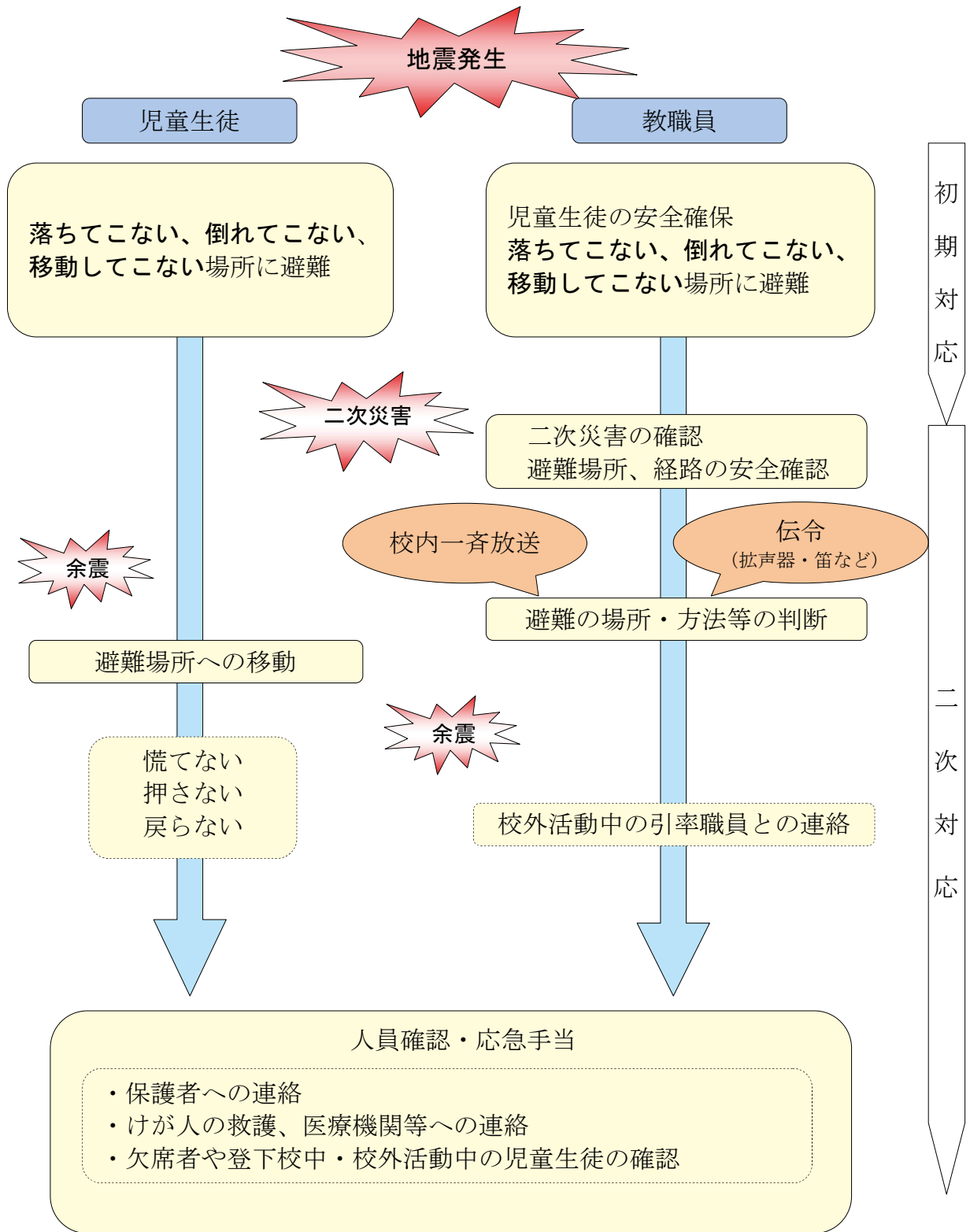


- 学校防災マニュアルの内容（例）**
- 1 校内体制の整備**
 - 1-1 事前の危機管理
 - 1-2 初期対応・二次対応（時間や場所を想定）
 - 1-3 事後の危機管理
 - 1-4 学校防災組織と避難訓練
 - 1-5 夜間・休業日等の対応
 - 1-6 学校施設の安全管理
 - 1-7 教育相談体制
 - 2 連絡体制の整備**
 - 2-1 児童生徒・保護者との連絡
 - 2-2 教育委員会との連絡
 - 2-3 関係諸機関との連絡
 - 3 地域との連携体制の整備**
 - 3-1 地域防災計画
 - 3-2 学校が避難所となる場合の対応
 - 3-3 地域・家庭と連携した防災訓練
 - 4 教育活動の再開**

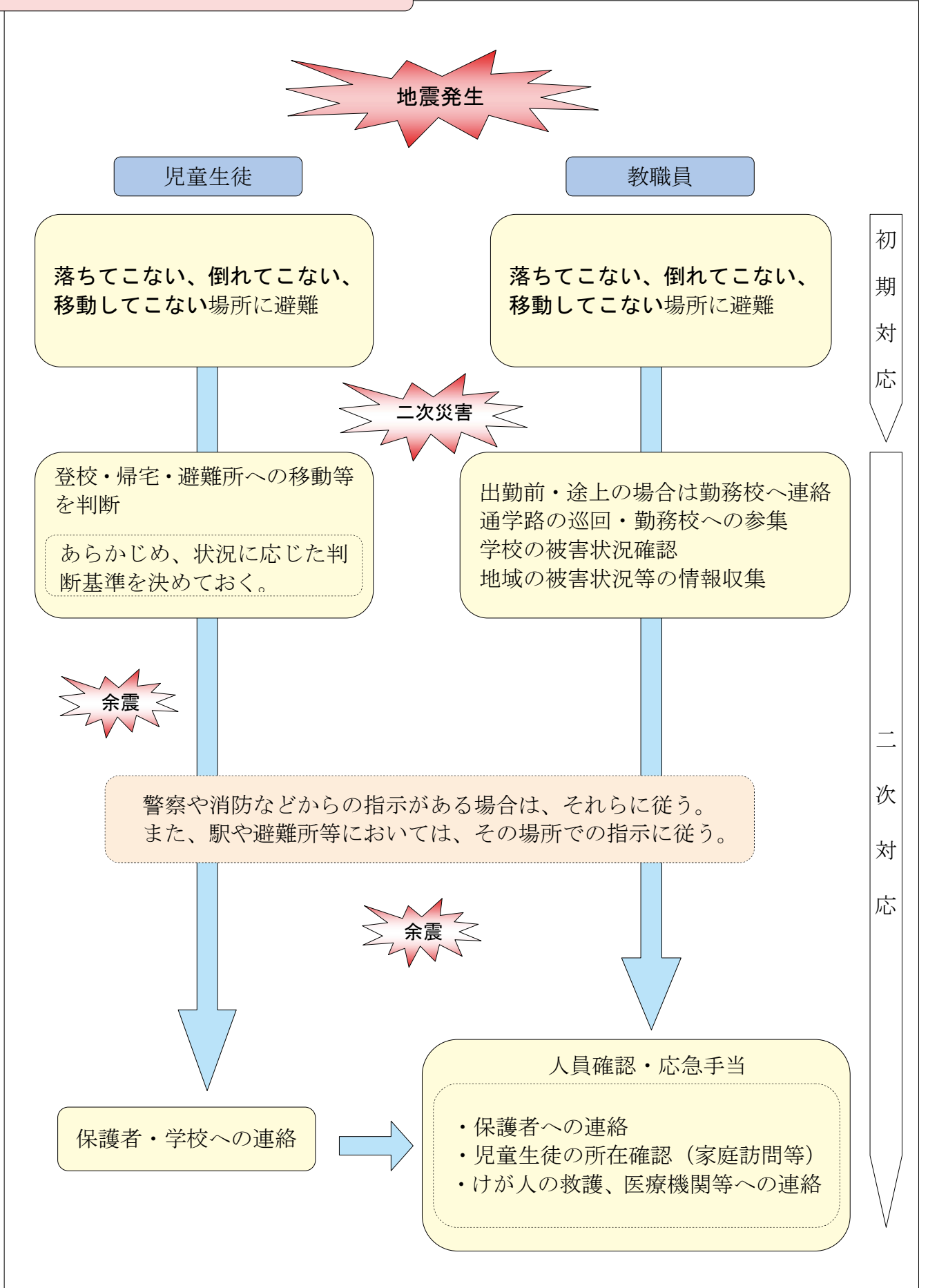
上記は、あくまで本資料の「Ⅲ 大地震に備えた防災管理・組織活動」の構成に基づいた例である。

各学校においては、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月文部科学省）等を参考に、地域の特性等を生かした独自のマニュアルを作成することが必要である。

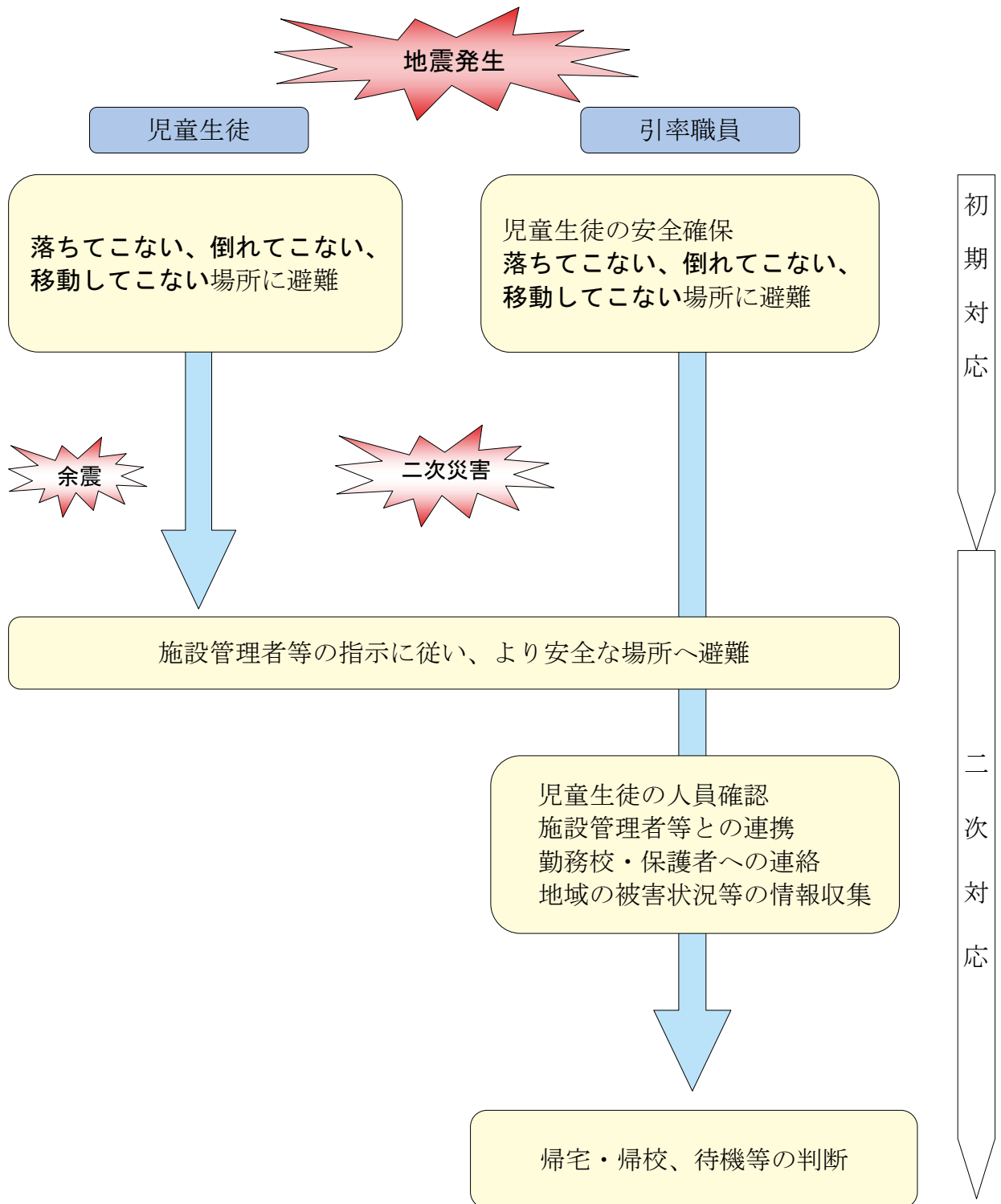
在校時の例



登下校時の例

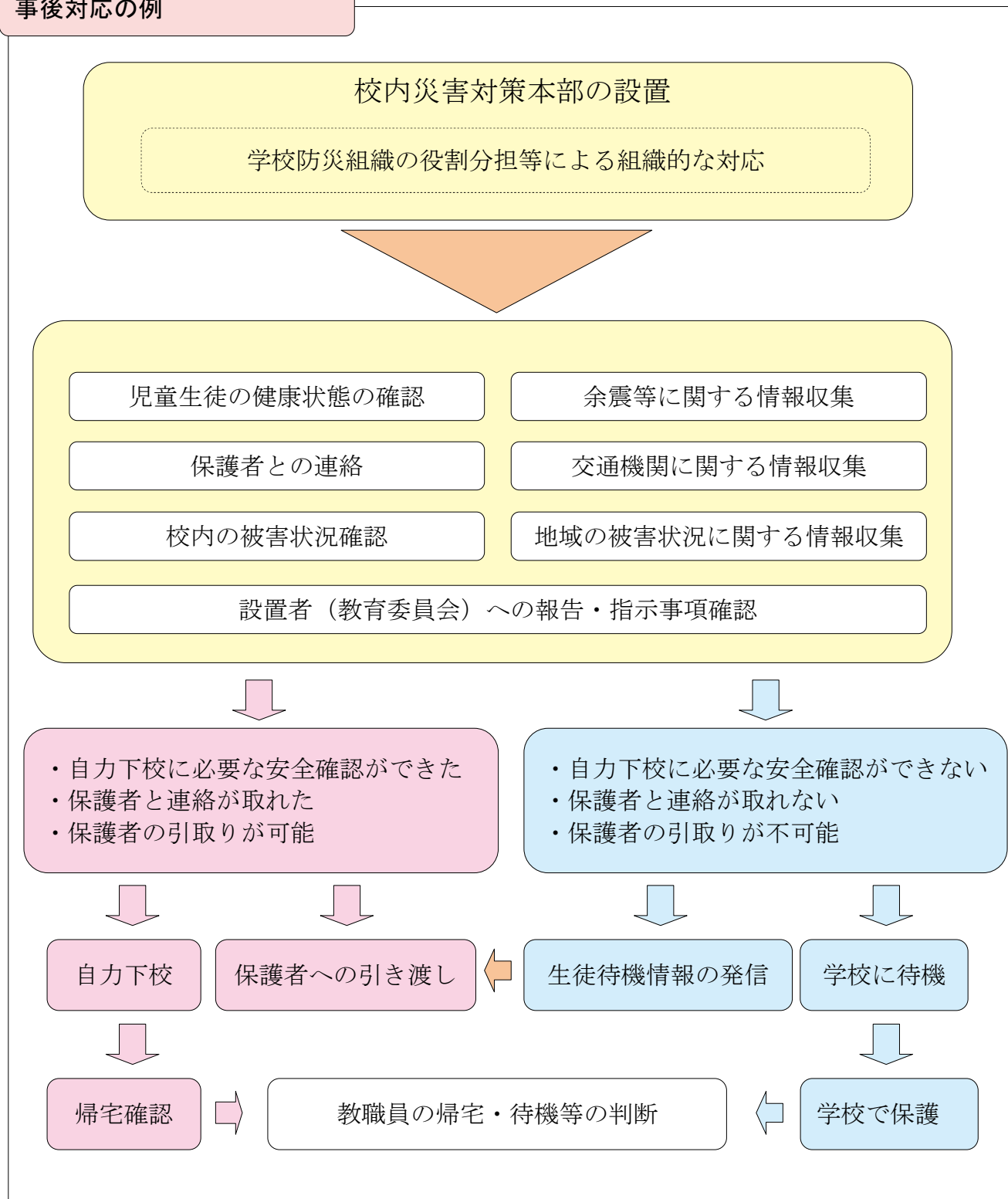


校外活動時の例



全児童生徒の人員を確認した後は、校舎の周辺及び学校周辺の道路等の状況確認、交通機関の運行状況等の情報収集に努め、児童生徒の安全な下校の方法及び保護者への引き渡し方法を確認する。下校の安全が確保できない場合や保護者の引取りができない場合には、学校に待機させ保護する。

事後対応の例



資料⑤：引渡しカード（例）、引渡し事前確認表（例）

※ 学校に保護する場合の水・食料・毛布などの備蓄品の準備については、学校の実態に応じて工夫する。

地震発生時の安全確保に役立つ物資等の例	
頭部を保護するもの	<input type="checkbox"/> 防災ずきん <input type="checkbox"/> ヘルメット
停電時に役立つもの	<input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> 懐中電灯・電池式ランタン <input type="checkbox"/> ホイッスル
救助・避難に役立つもの	<input type="checkbox"/> バール <input type="checkbox"/> ジャッキ

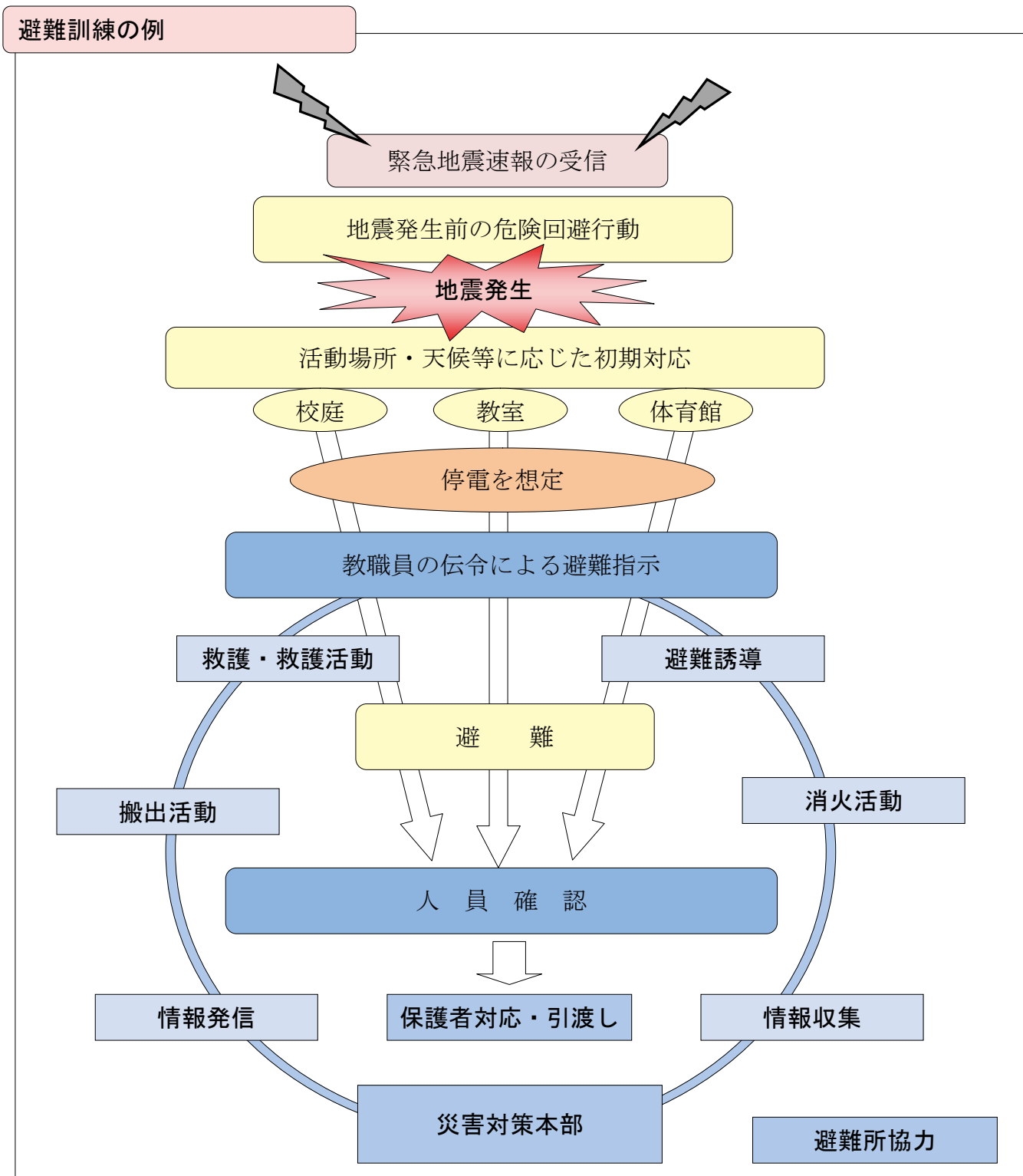
二次対応時に役立つ物資等の例	
情報収集に役立つもの	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 携帯テレビ（ワンセグ） <input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 衛星携帯電話 <input type="checkbox"/> トランシーバー
避難行動時に役立つもの	<input type="checkbox"/> マスターキー <input type="checkbox"/> 手袋（軍手） <input type="checkbox"/> 防寒具 <input type="checkbox"/> 運動靴 <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> 雨具
生活に役立つもの	<input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> 卓上コンロ（ガスボンベ） <input type="checkbox"/> 毛布・寝袋 <input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> 簡易トイレ <input type="checkbox"/> ビニールシート <input type="checkbox"/> バケツ <input type="checkbox"/> 暖房器具 <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ <input type="checkbox"/> 電子ライター <input type="checkbox"/> スリッパ <input type="checkbox"/> 紙コップ・紙皿 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 衛生用品
救護に役立つもの	<input type="checkbox"/> 医薬品類 <input type="checkbox"/> A E D <input type="checkbox"/> 携帯用救急セット <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> ガーゼ・包帯 <input type="checkbox"/> アルコール <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> 副木 <input type="checkbox"/> 医療ニーズのある児童生徒のための予備薬・器具類
その他	<input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> ガソリン・灯油 <input type="checkbox"/> ダンボールや古新聞 <input type="checkbox"/> 投光器 <input type="checkbox"/> プール水 <input type="checkbox"/> 携帯電話充電器

「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(平成24年3月文部科学省)より

災害時には、児童生徒・教職員一人一人の冷静な判断と迅速な行動とともに、組織的な行動が求められる。そのためには、日ごろから様々な状況を想定した避難訓練を通して、校内の防災組織における各班や係の役割分担を明確にしておく必要がある。

発達の段階に応じて、迅速な避難行動はもとより防災組織の中で生徒に一定の役割を持たせることにより防災に対する意識を高めておくことも大切である。

なお、所在する市町から避難所に指定されている場合などは、あらかじめ避難所の開設・運営に協力する班を設けておくことも求められる。



地震発生時の教職員の役割分担（例）

担当班（係）	役割分担	携行品
本部長 副本部長	本部長（校長）、副本部長（教頭）（防火管理者） ① 情報の分析、対応策決定、教職員への指示 命令系統（校長－教頭－情報連絡係長－各係長－係員－児童生徒） ② 市町の災害対策本部、教育委員会への状況連絡	無線機 携帯電話
情報連絡係	① 児童生徒の安全確認 ② 人的・物的被害状況の把握 ③ 児童生徒・教職員対象の全校連絡・放送 ④ 各係の対応状況の収集 ⑤ 消防署・警察署・病院・家庭等への連絡 ⑥ 地震情報の収集 ⑦ 近隣施設の被害確認	ラジオ ハンドマイク 携帯電話
避難誘導係	① 避難誘導責任者 授業中－授業実施中の教員 休み時間・清掃中・放課後－原則として担任及び最も身近な教職員 ② 停電等で校内の災害対策本部からの指示が適切になされない場合は、最終判断は担任とする。 ③ 校庭等安全な場所に避難誘導する。 ④ 人員点呼を行い、児童生徒の安否を確認する。本部に連絡するとともに、負傷児童生徒を救護所に運搬する。 ⑤ 状況によって校外への避難誘導にあたる。 ⑥ 帰宅途中の安全を確認した後、地区別に集団で帰宅させるか保護者に引き渡す。 ⑦ 留守家庭または交通機関利用者は保護し、校庭等安全な場所へ避難誘導する。保護者に引き渡すまで、児童生徒の安全管理にあたる。 ⑧ 帰宅困難者の緊急避難指導－校内宿泊も担当	生徒・保護者名簿 引き渡しカード 笛
救助係	① 残留児童生徒の掌握－特にトイレ・階段下・各準備室内に留意 ② 救助用具・担架・毛布等搬出 ③ 要救助者の救出 ④ 防災扉の開閉点検 ⑤ 校舎の壁面・ガラス等の危険箇所の把握、回避指示	救助用具物品リスト 粘着テープ
救護係	① 救急用品の搬出 ② 救護所の開設と負傷者の救急処置 ③ 避難所での安全管理	緊急薬品リスト 消防署・病院の連絡先リスト
搬出係	① 「非常持出」書類の搬出 ② 搬出用具の持ち出し	搬出物品リスト
消火係	① 発火・爆発の根源を絶つ。 （ストーブ・火気・ガスの元栓を閉める。） ② 危険物の流出防止対策－理科室等の薬品庫、家庭科・保健室等のガラス庫の安全処置 ③ 消火器・消火栓による初期消火にあたる。	防火リスト

災害が夜間や休業日に起きた場合に対応できるよう、あらかじめ教職員の参集計画を定めておく必要がある。

参集後は、児童生徒の安否及び学校の被害状況を確認し、その状況を踏まえ、通常の教育活動の維持・再開に向けた準備を行う。また、設置者（教育委員会）に報告するとともに、必要に応じて生徒・保護者に連絡する。

さらに、地域の被害状況によっては、夜間や休業日においても住民が学校に避難してくることが予想されるため、その場合も職員が参集し、避難所の開設・運営に協力することも想定しておかなければならない。

教職員の非常参集体制と安否確認（例）			
地域の震度	参集体制	安 否 確 認	
		児童生徒の在宅時	登下校時
6弱以上	第四次参集	電話連絡 (電話が不通の場合は、 家庭や避難所を訪問)	通学路等の巡回
5強	第三次参集		
5弱			
4被害あり	第二次参集	行わない	行わない
4	第一次参集	行わない	行わない

「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(平成24年3月文部科学省)による

東日本大震災においては、県内の学校においても施設・設備の破損や物品の転倒等の被害が数多く見られたため、計画的な安全点検により、転倒防止、実験・実習機器や薬品等の管理を徹底するなど、より一層の安全策を講じることが必要である。

また、地震発生時の避難行動について、東日本大震災の被災地では、校庭等が液状化や地割れなどで危険だった例があったことや、学校施設の耐震化が図られてきていること等を踏まえ、校内における避難場所・避難経路等について検討が必要である。

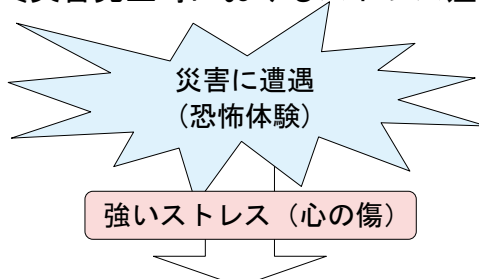
安全点検の種類	時間・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備などについて	毎学期1回以上、児童生徒が通常時に使用する設備及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。 (学校保健安全法施行規則第28条第1項)
	毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒が多く使用するとと思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記(学校保健安全法施行規則第28条第1項)に準じて行われる例が多い。
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣の火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪(侵入や放火など)の発生時 など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。(学校保健安全法施行規則第28条第2項)
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。(学校保健安全法施行規則第29条)

「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(平成24年3月文部科学省)による

資料⑥：学校施設の安全管理に関するチェック表

災害時における児童生徒の心のケアについて、日々児童生徒と接する教職員は重要な役割を担っている。災害時の児童生徒の心のケアが効果的に行われるためには、日ごろから健康相談や教育相談が学校の教育活動に明確に位置付けられ、円滑に行うことができる教職員の体制を整えておくことが大切である。

〔災害発生時におけるストレス症状〕



PTSD (心的外傷後ストレス障害)

○再体験症状

- ・体験した出来事を繰り返し思い出したり、悪夢を見たりする。
- ・体験した出来事が起きているかのような感情がよみがえる。(フラッシュバック) など

○回避症状

- ・体験したことを思い出したくない。 ・体験した場所や状況を回避する。 など

○覚せい亢進症状

- ・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない、集中できない、極端な警戒心をもつ、ささいなことで驚く。 など

学校を中心とした支援体制の確立
専門家（医師・カウンセラー等）に相談

回復

アニバーサリー反応への対応

災害等が契機としてPTSDとなった場合、それが発生した月日になると、いったん治まっていた症状が再燃することがあり、アニバーサリー効果やアニバーサリー反応と呼ばれている。このような日付の効果は必ずしも年単位とは限らず、同じ日に月単位で起きることもある。

対応としては、災害等のあった日が近づくと、以前の症状が再び現れるかもしれないこと、その場合でも心配しなくて良いことを保護者や子どもに伝えることにより、冷静に反応することができ、混乱や不安感の増大を防ぐことができる。

〈参考〉

栃木県総合教育センター

東日本大震災後の子どもたちへの援助学級・ホームルーム担任のための教育相談号外「緊急情報提供」(pdf ファイル)
<http://www.tochigi-edu.ed.jp/center/sodan/pdf/kikiwonorikoeruchikara.pdf>

文部科学省

子どもの心のケアのために―災害や事件・事故発生時を中心に―平成22年7月(pdf ファイル)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.htm

校内体制の整備に関するチェックポイント

東日本大震災並みの地震が発生し、その後も余震が続くような状況を想定した児童生徒の避難方法、避難経路及び避難場所の設定

- 校内の危険箇所や耐震工事の有無等を考慮して設定されているか。
- 災害時の天候、児童生徒の活動場所等に応じて設定されているか。

参照

Ⅲ-1-(2)

Ⅲ-1-(4)

校内放送が使えない状況での避難指示の方法と、全校一斉放送を待たずに教職員が独自に避難指示等の判断をする場合の条件

- 校内放送以外の指示方法を想定しているか。
- 教職員が独自に判断し、避難を指示する場合の条件を決めているか。

参照

Ⅲ-1-(2)

Ⅲ-1-(4)

地震発生時別の教職員の役割分担

- 学校管理下における様々な場面を想定した役割分担をしているか。
- 夜間や休業日における教職員の参集方法を決めているか。

参照

Ⅲ-1-(2)

Ⅲ-1-(4)

Ⅲ-1-(5)

帰宅できない児童生徒への対応

- 学校に待機させる場合の判断基準を設けているか。
- 備蓄品・防災物品等を備えているか。

参照

Ⅲ-1-(3)

職員の安全確保と帰宅指示

- 職員の安全に配慮し、待機・帰宅等の判断基準を設けているか。

参照

Ⅲ-1-(3)

学校施設の安全確認

- 施設・設備の破損箇所を把握するための計画的な安全点検が、実施されているか。
- 棚や物品等の転倒防止策を施しているか。
- 実験・実習機器や薬品等が適切に管理されているか。

参照

Ⅲ-1-(6)

心のケア

- 児童生徒の心身の状態について、教職員が情報を共有する機会を定期的に設けているか。
- 医師・カウンセラー等の専門家の協力を含めた支援体制が確立されているか。

参照

Ⅲ-1-(7)

Ⅲ－２ 連絡体制の整備

- 事前に生徒・保護者等と複数の通信手段を確認し合う。
- 教育委員会や公共交通機関及びライフラインに関する業者等との連絡体制を整備しておく。
- 所在する市町の地域防災部局との連携も重要である。

Ⅲ-2-(1)

児童生徒・保護者との連絡

被害が甚大な場合は、停電や電話回線が混み合いつながりにくい場合があるので、複数の通信手段を確保し、その使用方法等を生徒・保護者に周知しておく。

【通信手段の例】

- ・ 電話連絡網 ・ 学校ホームページ ・ メール一斉送信
- ・ 災害用伝言ダイヤル（171） ・ 災害用ブロードバンド伝言板
- ・ 地域住民や保護者の協力による人から人への伝達 など

① 学校から保護者への連絡

電話・メール等の通信機器が使用できない場合に備え、学校に待機させる場合の条件や引渡し（引取り）の方法について、あらかじめ保護者との共通理解を図っておく。

例) 「在校時に震度6以上の地震が起きた場合は下校させず学校に待機させる」などのルールを決めておく。

例) 地域住民やPTAの協力を得るなど、地域ごとに「引取り可能な複数の保護者等がグループを作り、分担して自宅もしくは安全を確保できる場所まで送り届ける」などの協力体制をつくる。

② 生徒・保護者から学校への連絡

登校前や登下校中に災害が発生した場合に備え、生徒・保護者に対して学校への連絡方法を周知しておく。保護者からは、保護者の所在や生徒の引取りの可否などを電話やメールにより連絡を受ける。

例) 登下校中に災害が起きた場合（児童生徒 → 学校）
あらかじめ学校が指定した連絡先へ

件名：○年○組○番氏名○○○○
本文：○○で待機しています。

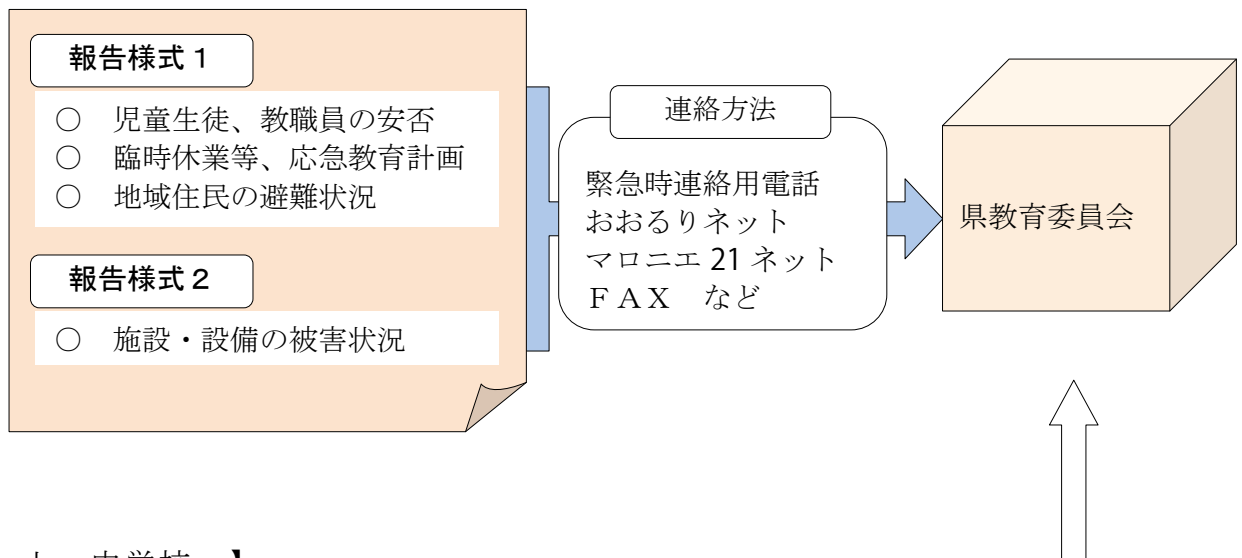
例) 在校中の児童生徒を引取りにいけない場合（保護者 → 学校）
あらかじめ学校が指定した連絡先へ

件名：○年○組○番氏名○○○○の母
本文：職場で被災し、自宅にも学校にも移動できない
状況です。学校での保護をお願いします。

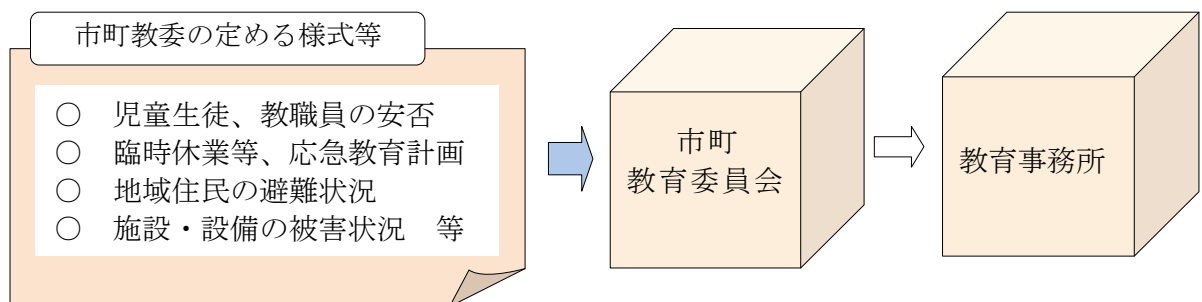
震災発生直後には、各学校は設置者である教育委員会に対し、人的被害や物的被害のほか、臨時休業や授業時間の変更などを報告する。また、その後も通常の教育活動の再開に向けて、教育委員会との協議が必要である。

① 報告内容及び連絡方法

【 県立学校 】



【 小・中学校 】



[資料⑧：県立学校報告様式 1、報告様式 2](#)

[資料⑨：教育委員会への連絡に関する確認表](#)

② 緊急時連絡用電話

緊急時連絡用電話を各県立学校と、県教育委員会事務局に配備する。

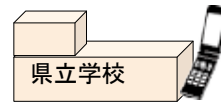
ア 機能

通話

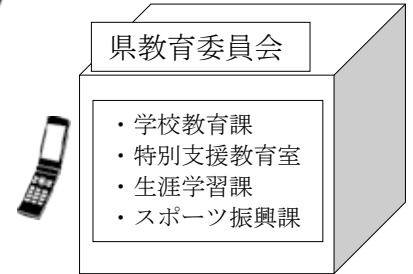
ショートメール (70 文字まで)

イ 配備先 (台数)

全県立学校 (各 1 台)

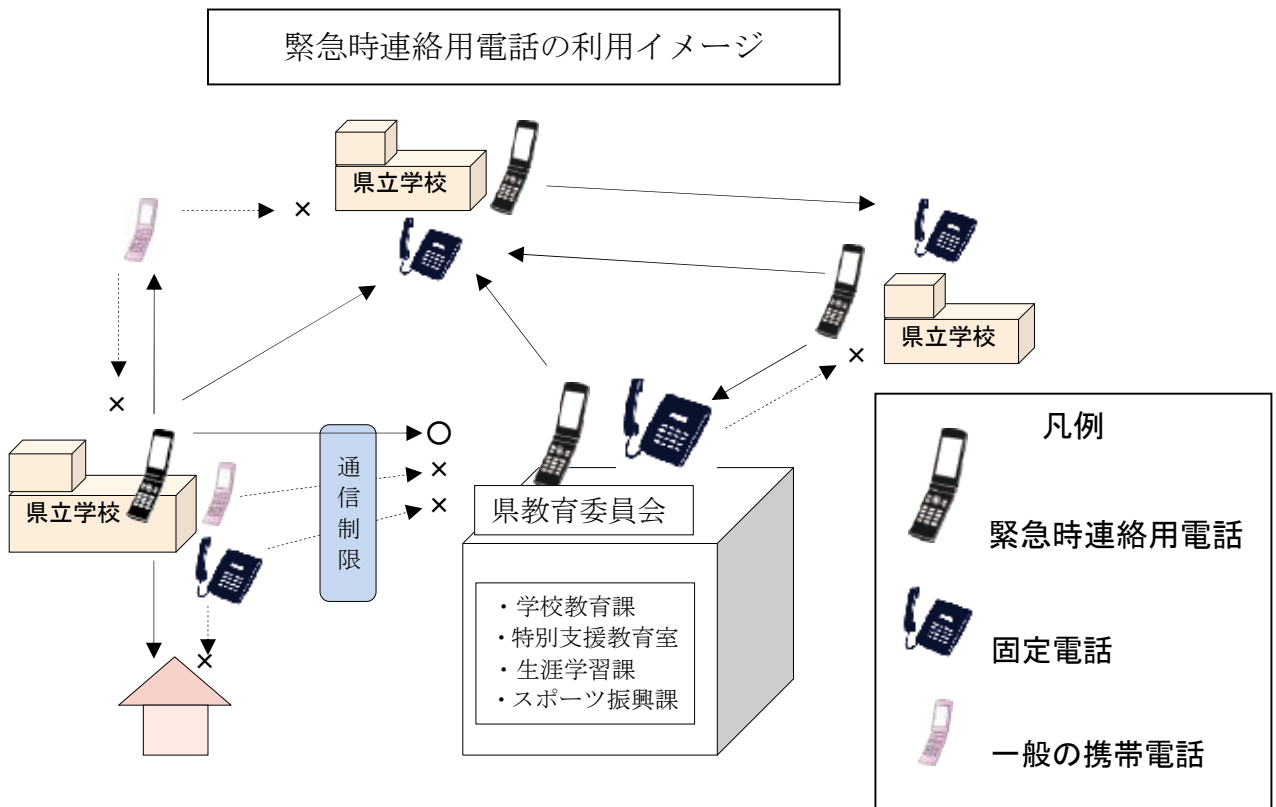


県教育委員会事務局
 学校教育課 (1 台)
 特別支援教育室 (1 台)
 生涯学習課 (1 台)
 スポーツ振興課 (1 台)



ウ 使用の範囲

- ・ 県教育委員会との連絡
- ・ 保護者及び関係機関との連絡
- ・ 生徒・職員の安否確認
- ・ 災害時等に関する各種情報の収集



災害等の発生により通信制限が行われた場合、優先電話からの「発信」は優先扱いされるが、優先電話への「着信」については通常電話と同じ扱いとなる。

災害時において学校は、児童生徒の安全・安心の確保、教育活動の再開・復旧に必要な手立てを講じるために、警察署や消防署等の関係機関や所在する市町の防災担当部局等と複数の連絡手段を想定しておくことが必要となる。

機 関 名	連 絡 内 容	連絡方法
警 察 署	通学路の安全確保等の要請	電話 F A X メール 緊急時連絡用電話 直接訪問 など
消 防 署	救命救急及び消火要請	
保 健 所	衛生状況の報告、衛生管理の要請	
医 療 機 関	負傷者の受入れ要請、治療状況等の確認	
市町の防災担当部局	地域の被災状況確認、避難所の開設	
ライフライン等の関係業者	ライフライン等の復旧及び応急処置の要請	

資料⑨：緊急時連絡先

連絡体制の整備に関するチェックポイント

被害状況に応じた児童生徒の下校方法

- 児童生徒個々の下校及び保護者への引渡し方法等について、保護者と共通理解ができているか。

参照

Ⅲ-2-(1)

電話が不通となった場合の保護者との連絡方法等に関する共通理解

- 保護者との連絡方法について複数の手段を想定し、保護者との共通理解ができているか。

参照

Ⅲ-2-(1)

教育委員会との連絡方法

- 教育委員会との連絡について、状況に応じた複数の手段を想定できているか。

参照

Ⅲ-2-(2)

関係諸機関との連絡

- 警察署・消防署・医療機関やライフライン関係業者等の連絡先を把握しているか。

参照

Ⅲ-2-(3)

Ⅲ－３ 地域との連携体制の整備

- 学校と地域の防災担当部局、自主防災組織等との連携を強化する。
- 避難所としての学校の対応や、地域と学校が連携した防災訓練を実施する。

Ⅲ-3-(1)

地域防災計画

「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）」第 40 条の規定に基づく「栃木県地域防災計画」において、県、市町、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的な事項が定められている。

市町、防災関係機関は、国の防災基本計画に基づくとともに、この計画に抵触しないように、それぞれの防災計画を定め、災害対策の推進を図っている。

栃木県地域防災計画の中で、県立学校の一部は、被災地への救援物資等の提供を行う中継の役割を担う「地域災害対策活動拠点」に位置付けられている。

また、市町地域防災計画の中では、施設管理者の同意の上で避難所として指定されている学校もある。

[資料⑪：市町村別指定避難場所一覧（県立学校関係）](#)

[資料⑫：地域災害対策活動拠点一覧（県立学校関係）](#)

[資料⑬：災害時における市町連絡先](#)

災害時に学校が避難所となる場合、その運営は本来的には防災担当部局が責任を有するものであり、教職員の第一義的役割は、児童生徒の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化に努めることである。

しかし、教職員の勤務時間内に災害が発生した場合、避難所運営の体制が整うまでの間は、教職員が中心となって避難所開設に向けた対応をしなければならない状況も考えられる。

また、夜間や休業日などに災害が発生する場合も考えられることから、事前に防災担当部局や地域住民等関係者・団体等と体制の整備を図ることが必要である。

事前に準備すべき事項（例）

- 施設等開放区域・収容可能人数等の設定
- 避難者の誘導経路及び緊急車両の動線等の設定
- 避難所の開設・運営に協力する教職員の人数
- 地域の自主防災組織等との協力体制の確立 など

地域の防災担当部局との事前協議の内容（例）

- 災害発生時の連絡体制
- 避難所として提供可能な施設
- 施設使用上の注意事項
- 行政職員と教職員の役割分担
- 教育活動の再開による施設使用の制限・変更 など

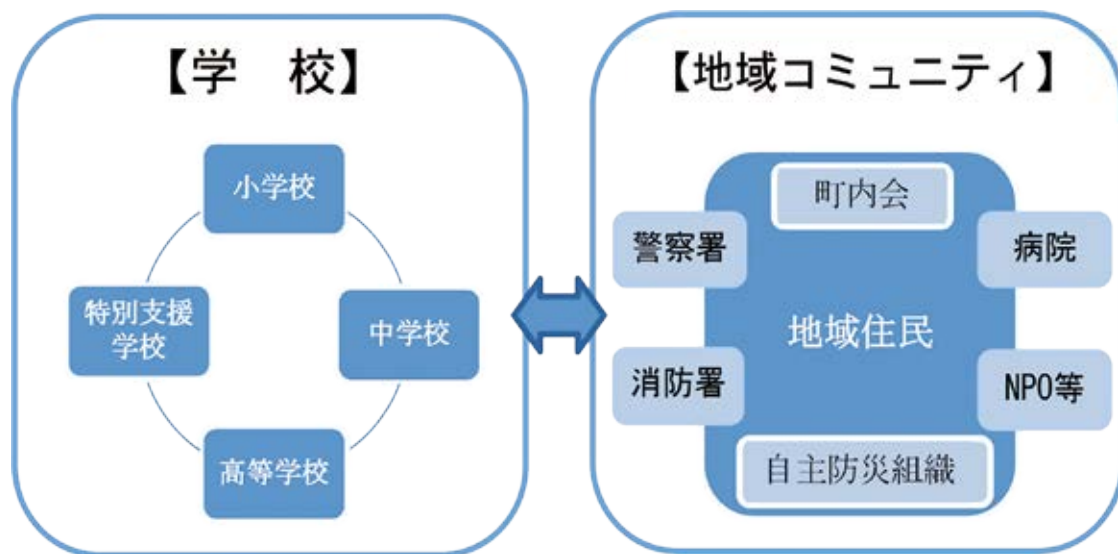
災害発生時の協力内容（例）

- 準備
 - ・ 施設設備の安全点検
 - ・ 開放区域や動線の明示
- 避難者受け入れ
 - ・ 誘導
 - ・ 名簿作成
 - ・ 関係機関への情報伝達と収集
 - ・ 水や食料の確保
 - ・ 衛生環境の整備 など

学校における避難訓練は、実施する時間や児童生徒のいる場所、活動状況等を組み合わせ、様々な条件下での訓練を保護者等との連携を図りながら実施することが重要である。

特に障害のある児童生徒については、障害の種類及び程度に応じて、保護者等との連携を図りながら具体的な対策を講じておくことが必要である。

また、学校として地域での防災訓練等に積極的に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協同して実施することが重要である。東日本大震災の際にも、学校施設は地域住民の避難所として活用されており、例えば、防災訓練時に学校の体育館や校庭におけるテントでの宿泊等、非常時の生活を体験する機会を設けることなども有効である。



地域との連携体制の整備に関するチェックポイント

学校が避難所となる場合の対応

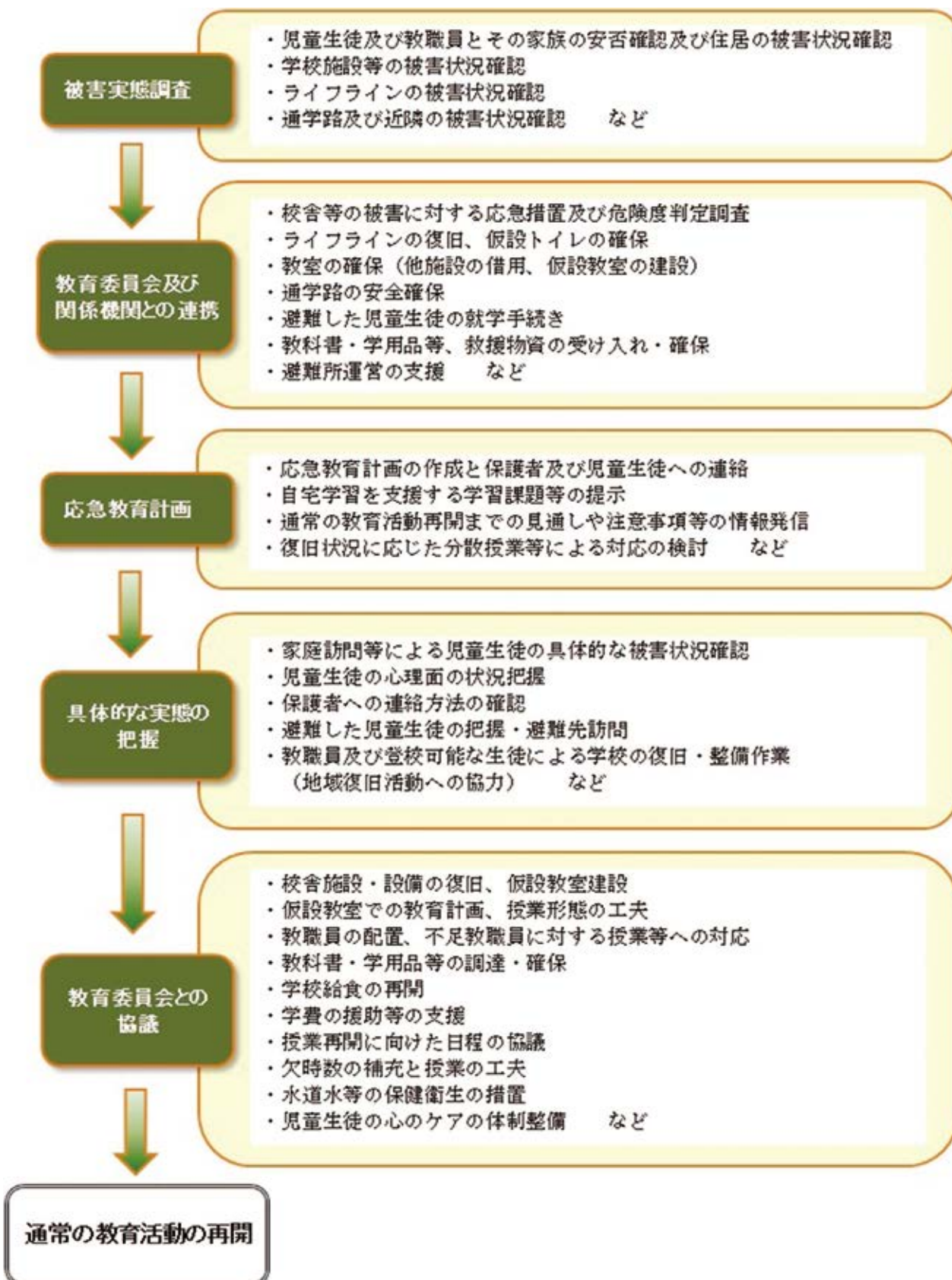
- 所在する市町から避難所に指定されている場合、避難所協力にあたる教職員の体制ができているか。
- 指定されていない場合も、緊急の避難所となる場合を想定できているか。

参照

Ⅲ-3-(2)

Ⅲ－４ 教育活動の再開

学校は、災害復旧状況の推移を把握し、教育委員会及び関係機関と緊密な連携を図り、教育活動の再開に努めなければならない。再開までの間には、臨時の教育計画や再開までの見通しなどについて、児童生徒及び保護者に周知するとともに、家庭訪問などにより児童生徒の被害状況を把握する必要がある。



IV 気象急変時の児童生徒の安全確保

平成24年5月6日に発生した雷雨を伴った竜巻は、真岡市、益子町、茂木町に甚大な被害をもたらした。今回の竜巻被害を教訓に、特に竜巻に対する備えを速やかに整える必要性が叫ばれている。

竜巻は、発生予測が難しく竜巻注意情報の精度にも限界があるとともに、その移動速度も速いことなどから、発生時には学校としての迅速な対応が求められる。教職員、児童生徒それぞれの冷静な判断が被害を最小限に抑える鍵となる。

学校安全計画は、各学校の実情に応じて策定されているが、落雷、降雹、雷に伴う突風や洪水、冠水などに対する対応を改めて見直す必要が生じている。この資料を参考に、各学校に応じた具体的手順のマニュアル化と訓練の実施などにより、教職員の共通理解と児童生徒が自分の身を自分で守ろうとする態度の育成に努めるなど、被害を最小限に抑えるための取組が必要である。

IV-1 竜巻・雷からの避難に関する指導の手引き

IV-1-(1)

竜巻注意情報・雷注意報等の把握と周知

- 大気不安定な状況等の気象情報が前日から出されている場合には、普段以上にテレビ、インターネット等により気象情報を把握するよう努める。
- 竜巻注意情報等が発表された場合には、校内放送等で教職員及び児童生徒へ注意を促す。



気象庁ホームページより

雷鳴が聞こえたら、学校周辺の空模様や風向き、雨のにおい、気温の変化などに注意する。特に次のような竜巻の予兆につながる状況であれば、竜巻注意情報の有無に関わらず、職員室内の警戒態勢をとり、空を注視するとともに、竜巻が発生した際の対応の準備をするなど、複数の職員で対応に当たる。

竜巻の予兆

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・大粒の雨や雹（ひょう）が降り出す。

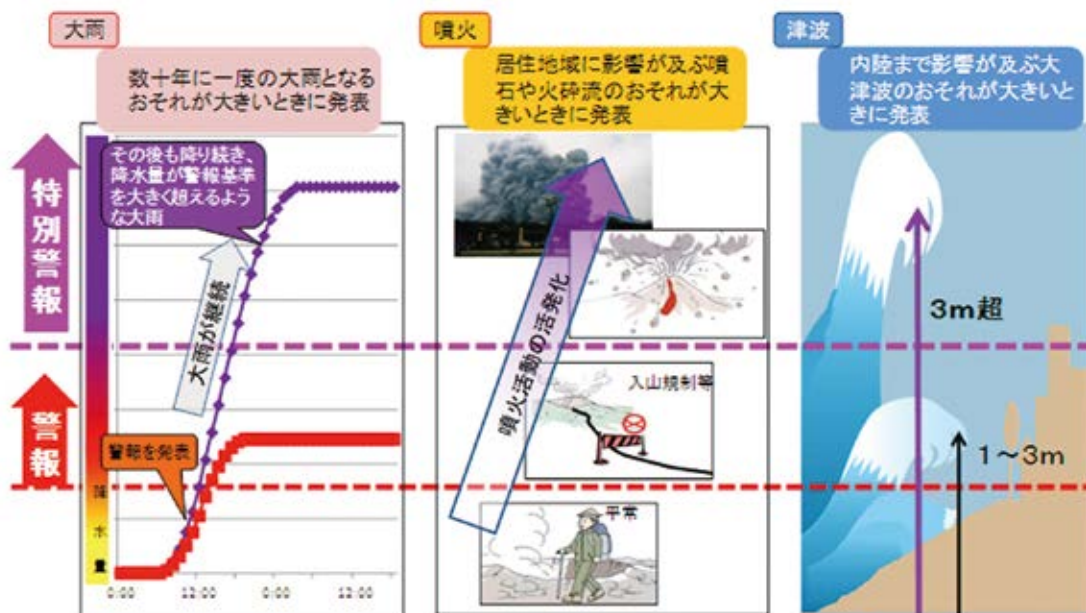
竜巻が起きると

- ・「ゴー」という音が聞こえる。
- ・真っ黒い雲から漏斗状の雲（ろうと）の雲が下がっている。
- ・トタン板や発泡スチロールなどのごみが宙を舞っている。

気象庁による特別警報

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、平成 25 年 8 月 30 日からは、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報のイメージ



特別警報の発令基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	暴風が吹くと予想される場合
高潮	高潮になると予想される場合
波浪	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

IV-1-(2)

学校にいて竜巻が接近してきたとき

竜巻は発生予測が難しく移動速度も速いため、気付いてから避難行動を取るまで時間的余裕がない状況が想定される。以下に示す例を参考にマニュアルを作成し、教職員の研修で共通理解を図るとともに児童生徒の訓練を行う。その際、いろいろな場面を設定し、常にマニュアルどおりに行動するのではなく、臨機応変にどう行動するか児童生徒に考えさせることが重要である。

① 教室にいる場合

- 窓を閉め、カーテンを引く。
- 窓ガラスからできるだけ離れる。
- 身の回りにある物で頭と首を守る工夫をする。

② 教室以外の校舎内にいる場合

- 風の通り道やガラスが飛んでくるのを避けられる場所に身を寄せる。
- 壁に近いところで避難姿勢をとる。

③ 体育の授業や部活動などで屋外にいる場合

- 校舎など頑丈な建物に避難する。
- 物置やプレハブ（仮設建築物）などには避難しない。

IV-1-(3)

登下校中に竜巻が接近してきたとき

雷雨や強風時には登下校を控え、天候の回復を待つことが原則である。しかし、登下校の途中で竜巻に遭ってしまったら、児童生徒が自分で判断し避難行動を取れるよう指導しておく必要がある。

- 屋根瓦など、飛ばされてくるものに注意する。
- 近くの頑丈な建物に避難する。建物に避難できない場合は、くぼみなどに身をふせる。
- 電柱や太い樹木も倒壊する危険があるので近寄らない。

IV-1-(4)

家にいて竜巻が接近してきたとき

児童生徒に対して、在宅時においても自分の身を自分で守ろうとする態度の育成に努める。

- 気象情報や空模様に注意する。
- トイレや階段など、壁に囲まれた狭い場所で避難姿勢をとる。
- 窓から離れ、適切なものでガラスの破片などから身を守る。
- 2階から1階に降りる。
- 竜巻が来る前に避難できるなら、家より頑丈な建物に避難する。

以下に、県内の小学校で実施された竜巻時の避難訓練の一例を紹介する。

この例では、強風によって飛散する窓ガラスによる怪我の防止に重点が置かれており、教室内で机の下にもぐった児童が机を寄せ合い「シェルター」を作り、ランドセルで頭を覆うなどの避難姿勢をとる方法が提案されている。避難姿勢をとるまでの所要時間は約1分間である。

課題としては、激しい雷雨の中で竜巻が目視できない状況が予想されるため、指示を出してから竜巻が来るまでに避難を完了できるかということである。また、飛散したガラスを防ぐのはランドセルよりも座布団として利用できる防空頭巾のほうが迅速に対応できるのではないかなどの意見もある。各学校の立地や建物の状況、児童生徒の実態に応じて、全教職員の共通理解のもと、避難訓練を実施することが重要である。

平成24年度 第〇回竜巻避難訓練実施計画


益子町立益子西小学校

1 ねらい

竜巻が急接近した時、的確な判断と機敏な行動ができ、自他の安全を考えて、秩序ある避難行動がとれるようにする。

2 実施日時 平成24年〇月〇日(〇) 2校時終了時刻(10時10分)

3 展開 (2校時終了時刻ごろに、竜巻が急接近したと想定)

児童の行動	教職員の対処・指導	
	担当教師の指導・指示	その他の職員の係分担
<p>1 竜巻が急接近したという緊急校内放送を聞く。 10:10ごろ</p> <p>2 避難の準備に入る。 ・帽子をかぶる。 ・椅子を移動する。 ・机を壁の方に寄せて固め、シェルターを作る。 ・机の下(シェルター)にもぐり机の脚を両手でしっかり持つ。 ・一番外側の児童は、ランドセルを背負い、ランドセルカバーを開けて頭を覆う。</p>	<p>○ 窓のかぎをかけ、カーテンを閉め、出入り口のドアも閉める。</p> 	<p>【校内放送をする。】(教頭) 「緊急放送。学校付近に竜巻が発生しました。先生方は窓の鍵をかけ、カーテンを閉めてください。児童は、静かに、すばやく避難の準備をしてください。」</p>
<p>3 竜巻が去った校内放送を聞く。</p> <p>・無事であったかどうかを伝える。</p>	<p>《放送終了後》 ・担任教師は、周辺の状況を確認めながら、自教室の児童の安否、怪我の有無などについて確認し、報告する。</p> <p>【各階のチーフ】 * 1号棟1階→〇〇 * 1号棟2階→〇〇 * 2号棟1階→〇〇 * 2号棟2階→〇〇</p>	<p>【校内放送をする。】 「竜巻が去って、状態が安定してきました。先生方は児童の健康状態を確認してすぐに報告してください。」 ・各担任は、チーフに報告する。 ・チーフは、職員室にいる教頭に校内電話で報告する。 ・教頭は、全体の被害状況を校長に報告する。 ・報告内容によっては、救急体制に入る。</p>
<p>4 講評 ・校長先生の話聞く。(校内放送)</p>	<p>・校長先生の話真剣に聞かせる。</p>	<p>・進行(教務)</p>
<p>5 教室を元の状態に戻し、避難訓練を振り返る。</p>	<p>・本当に竜巻が来たら安全だったか。もっと良いよい方法はないか。 ・教室以外の場所にいたときは、どのように行動すればよいか。</p>	<p>訓練後の振り返りで出た意見と教職員の反省を取りまとめ、改善策や次回訓練の方向性を定める。</p>

4 評価の観点 (1) 速やかに真剣に避難ができたか。(2) 避難の方法に問題はないか。

避難訓練では、訓練後に、なぜそのような行動が有効であったのか、別の方法はなかったのかを考えさせるなど、教師の指示を受けなくても自ら考えて行動する意識を高めるよう指導することが大切である。

また、竜巻の避難行動は、移動距離が比較的短く、短時間で訓練を行えることから、様々な場面や時間帯で複数回実施することが望まれる。

なお、竜巻が直撃した学校は大きな被害を受ける。児童生徒ばかりではなく教職員も怪我をすることも予想される。現実に被害を受けた真岡市立西田井小学校では、とてつもない強風によりカーテンはちぎれ窓ガラスは飛散し、場所によってはサッシごと窓枠が飛ばされるなどした。

したがって、被害ゼロを目指しながら、様々な状況、最悪の状況を想定し、被害を最小限にとどめるための訓練を積むことが必要である。その際、児童生徒、教職員の訓練に加え、小中学校においては保護者を含めた訓練や登下校中の避難場所として「こども 110 番の家」などの地域住民との協力体制づくりも大切である。

真岡市立西田井小学校の被害状況（平成 24 年 5 月 6 日）



廊下に散乱した保健室のベッドや備品



裏庭に散乱した窓枠、扉、書類等



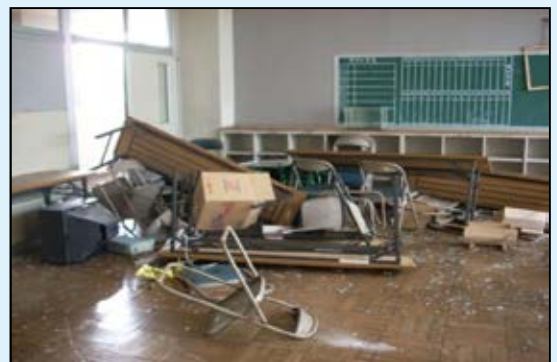
根こそぎ倒された樹木



施錠されていた扉



正門付近の被害状況



吹き寄せられた教室内の机や椅子

資料提供：西田井小学校

栃木県は雷が多い地域である。雷は、竜巻よりも発生頻度が高いことから、教職員と児童生徒が雷について正しく理解し、状況に応じて自分の身を守れるよう指導しておくことが大切である。

- 雷鳴が遠くても雷雲はすぐ近づいてくるので、部活動など屋外活動をしている場合、速やかに屋内に避難する。
- 雷は短時間で収まることが多いので、雨宿りをする。無理に帰宅しない。
- 雷は高い場所に落ちやすい。立ち木に落ちると被害を受けるので、立ち木から離れたところに避難する。
- 近くに避難する場所がない場合は、低い場所を探してしゃがみこむなどできるだけ姿勢を低くする。
- 自転車に乗っていたら、すぐに降りて安全な場所に避難する。

「早めの決断で、屋外活動中の落雷事故を防ぐ」

落雷による事故は、生命に危機を及ぼす重大な事故につながりやすいが、適切な判断により事故を防ぐことが可能であることから、屋外でのスポーツ活動中において、天候が急変しそうな予兆がある場合には、気象に関する情報を収集するとともに、早めに中断等の対応を行うことが重要となる。

他県で発生した落雷事故の裁判では、その判決の中で、部の引率者兼監督の教諭は落雷事故発生の危険が迫っていることを、具体的に予見することが可能であったと指摘された。